

平成22年4月1日規程第2号

国立研究開発法人国立がん研究センター組織規程（抄）

第1条～第71条の23 略

第3節 中央病院

第1款 中央病院の組織

（中央病院の院長及び副院長）

第72条 中央病院に院長1名及び副院長複数名を置く。

2 院長は、中央病院の事務を掌理する。

3 院長は、医療法第19条の2に規定する特定機能病院としての機能を確保するために必要な事項に関して、理事長に意見を述べることができる。

4 副院長は、院長を助け、病院の事務を整理する。

第72条の2～第155条 略

第4節 東病院

第1款 東病院の組織

（東病院の院長及び副院長）

第156条 東病院に院長1名及び副院長複数名を置く。

2 院長は、東病院の事務を掌理する。

3 院長は、医療法第19条の2に規定する特定機能病院としての機能を確保するために必要な事項に関して、理事長に意見を述べることができる。

4 副院長は、院長を助け、病院の事務を整理する。

以下、略